Futebol Clube do PARCEIRO Jr.
クラブ運営のしおり

Futebol Clube do PARCEIRO Jr.

PLAYERS FIRST!
関わる大人が力を合わせて子供たちに理想の環境を

～　目　次　～

1. FC パルセイロ Jr.の紹介　…　Ｐ３
2. 保護者としての心得【ｸﾗﾌﾞからの 20 個のお願い】　…　Ｐ５
3. 月別会費表　…　Ｐ７
4. クラブ運営規約　…　Ｐ８
5. 入会申込書（新規入会･入会継続を含む）　…　Ｐ14

～　FC PARCEIRO Jr.　～

★理　念

① サッカーを通して社会に適応する人間性豊かな人格の育成

② 生涯スポーツとしてのサッカーを楽しむことができる環境の提供

③ クリエイティブでたくましい選手の育成

★指針

① フェアプレー精神を尊重し、規律と協調性を身につける。

② 目先の勝利にこだわらず、サッカーが大好きな子を育てる。

③ 個々のスキル（テクニック、判断力、行動力）を向上させる。

PLAYERS FIRST!
関わる大人が力を合わせて子供たちに理想の環境を

1. FC パルセイロ Jr.の紹介

1. 練　習　場　所　　毛呂山町立泉野小学校・毛呂山町立光山小学校・武蔵越生高校・毛呂山総合公園多目的グラウンド・大類グラウンド

2. 練　習　時　間　　土曜・日曜　　9:00～12:00
火・木曜　　19：00～20：30
*なお、大会出場・練習試合時においてこの限りではありません。

3. コーチングスタッフ

代　表	内田　　慎
監　督	石井　　学
６年生	後藤　真之
４年生	平野　悌也・新井　琢也・梅津　有起・千葉　義士
３年生以下	小林　秀樹・小平健二・郡司　朗
全学年	沖　武史・・新井　雅樹
主　務	上原　秀行・倉林　一郎
トレーナー	片桐　健太（いいづか接骨院院長）

4. 会　費　　年会費　36,000 円（幼児 24,000 円）
*兄弟の場合、2 人目以降の年会費は 18,000 円（幼児 12,000 円）

5. 集金額・集金時期　　前期分として 18,000 円（幼児 12,000 円）【4 月振込】
後期分として 18,000 円（幼児 12,000 円）【10 月振込】
*兄弟の場合、2 人目以降は前･後期 9,000 円ずつ（幼児 6,000 円）
*振込先（飯能信用金庫毛呂山支店 普通 2066321 一般社団法人 SPEC　代表理事　内田　慎）

6. 入　会　手　続　き　　申込み用紙に必要事項を記入の上、監督に提出してください。
入金確認後、入会となります。
*途中入会者も上記と同様となります。

7. 入会時に用意するもの
① 4 号ﾎﾞｰﾙ
② ひも付きの靴または、低学年においてはマジックバンドのついてる運動靴
③ ｽﾄｯｷﾝｸﾞ
④ すねあて
⑤ ｻｯｶｰﾊﾟﾝﾂまたは、ハーフパンツ
⑥ Tｼｬﾂ
⑦ ﾊﾞｯｸﾞ
*特に指定はありませんが、3 層になっているものが便利なようです。
⑧ 水筒
*缶ｼﾞｭｰｽは禁止していますので、必ず水筒に入れて持たせてください。

8. ﾕﾆﾌｫｰﾑについて
試合時に使用するﾕﾆﾌｫｰﾑ一式(ﾎｰﾑ/ｱｳｪｲの 2 着)は、4 年生からは個人所有として購入し、3 年生まではｸﾗﾌﾞ所有の物を着用します。

PLAYERS FIRST!
関わる大人が力を合わせて子供たちに理想の環境を

9. 入会に際して

① 試合時の選手起用並びに指導については、監督、コーチに一任します。
② 父兄とのレクリエーション、大会等に際しましては、積極的に参加し協力します。
③ 傷害保険、ユニフォーム等はクラブの指示に従い、契約または、購入します。
④ 試合日の送迎・移動、応援については、積極的に協力します。
⑤ 会員の車での送迎に際し、もし万が一不慮の事故があった場合、運転していた方に対して損害賠償請求をしない事を約束します。
⑥ 必要事項については、連絡網で連絡します。
⑦ 上記事項を約束したうえで、入会します。

※ 上記事項を守れない場合は、退会してもらう事もあります。尚、退会する時は、納入済会費については、月割りで返却します。

2. 保護者としての心得【ｸﾗﾌﾞからの 20 個のお願い】

●１. 勝つことのみを目指すのはやめましょう。

●２. 『ｸﾗﾌﾞ理念・ｸﾗﾌﾞ指導指針』を皆で共有し合いましょう。【選手⇔ｸﾗﾌﾞ⇔保護者の"三位一体化"】

●３. ｸﾗﾌﾞへの協力(関心と機会)は積極的に携わり、子ども(選手)のｻﾎﾟｰﾄ役である事を忘れないようにしましょう。
★ｸﾗﾌﾞ行事には積極的に参加しましょう。

●４. 試合中に大声で子供(選手)に指示を出してはいけません。

●５. 子供(選手)を呼びつけて指示を出してはいけません。
★ｺｰﾁﾝｸﾞは、ｺｰﾁに任せましょう。

●６. 子供(選手)の自主・自立を妨げないようしましょう。
★自分でできる事は積極的にやらせましょう。
★常に子どもが考えられるようなシーンを積極的に創り出しし、「考える力」を伸ばしましょう。
★子どもたちが自分で局面を解決できる力を習得する事ができるように有効な働きかけをしましょう。

●７. 応援は全ての子供(選手)に対してしましょう。

●８. 相手チームを思いやった応援をしましょう。

●９. レフェリーを尊重しましょう。

●10. 子供(選手)の夢をゆっくり、じっくりと見守ってあげましょう。

PLAYERS FIRST!
関わる大人が力を合わせて子供たちに理想の環境を

●11.ｻｯｶｰが出来る環境(場所・仲間・指導者・相手ﾁｰﾑ父兄・審判団・ｹﾞｰﾑ主催のｽﾀｯﾌ・ｹﾞｰﾑ運営ｽﾀｯﾌ)の全てに心から感謝し、尊敬(Respect：ﾘｽﾍﾟｸﾄ)しましょう。

●12.学校生活を最優先させるよう、家庭でも子どもと一緒に考えましょう。

●13.子ども(選手)にトライ&エラー(挑戦と失敗)を促しましょう。

●14.仲間(保護者同士も・・)を大切にしましょう。

●15.食べ物の好き嫌いを無くしましょう。(食育)

●16.全ての道具(用具・シャツ・パンツ等)には、必ず名前を記入させましょう。

●17.道具(全てのサッカー用品・用具)を大切にさせましょう。

●18.ｸﾗﾌﾞの活動に参加させる際は、貴重品等(お金・ｹﾞｰﾑ機・携帯電話等)を持たせないようにしましょう。

★ｸﾗﾌﾞ側での管理は一切できないので、紛失すると大変です。

★致し方ない理由で所持する場合は、自己管理となり自己責任となります。万が一のﾄﾗﾌﾞﾙに発展しても、ｸﾗﾌﾞでは一切の責任を負いかねます。

●19.ｸﾗﾌﾞでの活動が終了したら、寄り道等はさせず真っすぐ帰宅させましょう。

★特に、ｸﾗﾌﾞｼﾞｬｰｼﾞを着たまま、子供だけで店舗等へは立ち入らせないで下さい。

●20.子供(選手)の前で、他人の誹謗中傷はくれぐれも避けましょう。

★子供は我々"大人(指導者・ご両親)"の背中(姿勢)を見て育ち(成長)ます。

"サッカーは子どもを大人にし、大人を紳士にする" ※ﾃﾞﾄﾏｰﾙ・ｸﾗﾏｰ

3.月別会表

期	月	会費	期	月	会費
前期	4月	¥18,000 (¥12,000)	後期	10月	¥18,000 (¥12,000)
		¥9,000 (¥6,000)			¥9,000 (¥6,000)
	5月	¥15,000 (¥10,000)		11月	¥15,000 (¥10,000)
		¥7,500 (¥5,000)			¥7,500 (¥5,000)
	6月	¥12,000 (¥8,000)		12月	¥12,000 (¥8,000)
		¥6,000 (¥4,000)			¥6,000 (¥4,000)
	7月	¥9,000 (¥6,000)		1月	¥9,000 (¥6,000)
		¥4,500 (¥3,000)			¥4,500 (¥3,000)
	8月	¥6,000 (¥4,000)		2月	¥6,000 (¥4,000)
		¥3,000 (¥2,000)			¥3,000 (¥2,000)
	9月	¥3,000 (¥2,000)		3月	¥3,000 (¥2,000)
		¥1,500 (¥1,000)			¥1,500 (¥1,000)

*各月の下段表示は、兄弟入会の場合の2人目以降の会費です。(　)は幼児。

PLAYERS FIRST!
関わる大人が力を合わせて子供たちに理想の環境を

4. クラブ運営規約

Futebol Clube do PARCEIRO Jr. 運営規約

（名称及び事務所）

Futebol Clube do PARCEIRO Jr. はチーム登録名を「***Futebol Clube do PARCEIRO Jr.***（略称:FC PARCEIRO Jr.)」と称し、主たる事務所を代表者宅に置く。

（目的）

第２条　***Futebol Clube do PARCEIRO Jr.***（以下「当クラブ」という）は、財団法人日本サッカー協会が定める区分の第４種の少年を対象に、サッカー技術の習得並びに人格・人間形成の養成を図ることにより、生涯スポーツとしてサッカーに携わり将来の地域スポーツに貢献できる人材の育成と、優秀な選手の育成を図ることを目的とする。

（所属する協会）
第３条　当クラブは日本サッカー協会(JFA)、埼玉県サッカー協会(SFA)、埼玉県スポーツ少年団に加盟登録し、協会の事業に積極的に参加する。

（組織）
第４条　当クラブの組織は次の通り定める。
２　当クラブに指導部を置く。指導部は、当クラブのサッカー技術に関する指導管理の一切の業務を担当し、担当者は当クラブで必要な人員を置く。
３　当クラブに審判部を置く。審判部は対外試合において審判を行うと共に、会員に対し正しいルール・マナーを指導し、担当者は当クラブで必要な人員を置く。
４　当クラブに後援会を置く。後援会は、当クラブの会員の保護者として、当クラブの活動や行事に関わる事項について協力するものとする。
(2)後援会は、当クラブの会員の保護者で組織され、その運営については、別途定める「FC PARCEIRO Jr.後援会会則」によるものとする。

（役員）
第５条　当クラブに次の役員を置く。
２　当クラブに代表１名を置く。代表は当クラブを代表し組織を統括する。
３　当クラブに監督１名を置く。監督は指導部の責任者とし、指導部を管理しその業務を総括する。また代表を補佐すると共に、代表に事故ある時は、当クラブの代表を代行するものとする。
４　当クラブに審判部長１名を置く。審判部長は審判部の責任者とし、審判部を管理しその業務を総括する。
５　当クラブに後援会会長１名、副会長１名、会計２名を置く。その他の役員については、別途定める「FC PARCEIRO Jr.後援会会則」によるものとする。
(2)後援会長及び副会長は、当クラブの行事等に関わる事項について、当クラブ代表または、監督から依頼のある事項について、後援会の意見を総括するものとし、当クラブの運営に関する権限には一切及ばない事とする。

（会員及び入会資格）
第６条　当クラブに入会する者は、健康で既往症がない１２歳以下の男子に限定し、居住する地域は問わないが、協会登録を重複しないものとする。なお、会員となる者は当クラブの趣旨に賛同し、規約等を遵守できる者とする。

PLAYERS FIRST!
関わる大人が力を合わせて子供たちに理想の環境を

（活動日及び活動する場所）
第７条　活動場所は、原則として毛呂山町内とする。但し、試合等により他地域への遠征はあるものとする。
２　活動日は、原則として、毎週土・日曜日及び祝日、ナイタートレーニング火・木曜日とする。但し、大会等により、日程変更は随時あるものとする。

（会費等）
第８条　当クラブの会費は、月会費とし、その費用は、月会費 3,000 円（幼児 2,000 円）とする。
２　月会費は、前期分(4～9 月)として 18,000 円（幼児 12,000 円）を 4 月に集金する。また、後期分（10 月～3 月)として、18,000 円(幼児 12,000 円)を 10 月に集金する。
３　兄弟揃っての会員については、２人目以降の会員会費を前期分 9,000 円、後期分 9,000 円とする。(幼児は 6,000 円)
４　退会する場合は、納入済会費を月割りで返却するものとする。
５　途中入会については、下記別表に定める金額を集金する。

別　表　【会費一覧表(途中入会含む)】

期	月	会費	期	月	会費
前期	4 月	¥18,000 (¥12,000)	後期	10 月	¥18,000 (¥12,000)
		¥9,000 (¥6,000)			¥9,000 (¥6,000)
	5 月	¥15,000 (¥10,000)		11 月	¥15,000 (¥10,000)
		¥7,500 (¥5,000)			¥7,500 (¥5,000)
	6 月	¥12,000 (¥8,000)		12 月	¥12,000 (¥8,000)
		¥6,000 (¥4,000)			¥6,000 (¥4,000)
	7 月	¥9,000 (¥6,000)		1 月	¥9,000 (¥6,000)
		¥4,500 (¥3,000)			¥4,500 (¥3,000)
	8 月	¥6,000 (¥4,000)		2 月	¥6,000 (¥4,000)
		¥3,000 (¥2,000)			¥3,000 (¥2,000)
	9 月	¥3,000 (¥2,000)		3 月	¥3,000 (¥2,000)
		¥1,500 (¥1,000)			¥1,500 (¥1,000)

※各月の下段表示は、兄弟入会の場合の２人目以降の金額。(　　) は、幼児。

（保険加入の義務）
第９条　当クラブに入会した会員は、入会と同時に当クラブが指定するスポーツ安全保険に加入し、同保険については、当クラブを退会するまで継続するものとする。

（身上事項の変更）
第１０条　会員の身上事項について変更が生じた場合は、当クラブ所定の用紙に変更事項を記載し、速やかに当クラブへ提出するものとする。特に、会員の健康面についての変化事項は、必ず親権者が直接、代表または監督に報告するものとする。

（責任の帰属する事項）
第１１条　当クラブが使用する施設内において、会員及び会員以外の者が、第三者が加害者とな

PLAYERS FIRST!
関わる大人が力を合わせて子供たちに理想の環境を

る人的、物的事故及び加害者が不明となる紛失、盗難等の事故については、当クラブはその賠償の責任は負わないものとする。
２　当クラブの活動中に発生した事故については、加入する保険の範囲内で賠償の責任を負うものとし、天災及び発生の予測が出来ない偶発的な事故については、この限りではない。
３　前２項の事故が発生した場合は、当クラブの責任において関係機関等へ届け出るものとし、当クラブは関係機関等への協力を惜しまないものとする。

（資格の停止及び除名）
第１２条　次の各項のいずれかに該当する行為があった場合は、当クラブは該当する会員の会員資格を一時停止又は除名することができる。
（１）　当クラブの名誉を傷つけたり、他の会員に対し著しく迷惑となる行為があったとき。
（２）　当クラブの規約及びその他の規約に違反したとき。
（３）　月会費、その他の支払いを２ヶ月以上滞納し、当クラブより督促を受けてもなお指定の期日までに支払いのないとき。
（４）その他処分を適当とする行為があり、当クラブがそれを決議したとき。

（入会手続き）
第１３条　当クラブへ入会しようとする者は、当クラブの承認を得て、入会することができる。
２　当クラブの承認を得た者は、所定の入会申込書に必要事項を記載し、親権者の同意のもとに、会費を添えて当クラブに提出した時点で入会とする。

（退会）
第１４条　退会は、当クラブの承認を得て退会することができる。
２　退会は、退会する理由が発生した直後又は諸般の事情がある場合は退会する１ヶ月前までに、当クラブ代表者に届け出をし、会員及び保護者の意見を聴取の上、当クラブが承認するものとする。

（諸雑費の負担）
第１５条　会員は、当クラブの活動の中で使用する個人の装備品、遠征、合宿等の諸行事にかかる費用は、別途各会員が負担する。

（年会費及び月会費の変更）
第１６条　当クラブは、入会費・月会費等を当クラブの役員会議の判断にて変更することができる。ただし、変更する場合は、事前に会員個々に書面にて通知するものとする。

（会計報告）
第１７条　当クラブは、営利を目的とした団体ではないことから、当クラブが活動する最低限度の費用で運営するもので、年度ごとの会計報告は各年度末時点で決算し、書面にて報告する。

（規約等の遵守）
第１８条　会員は、当規約及び当クラブが定める諸規則を遵守しなければならい。
２　会員の保護者についても、前項同様に当規約及び当クラブが定める諸規則を遵守しなければならい。

（会　議）
第１９条　当クラブに次の会議をおく。
1)　役員会議　　2)　スタッフ会議
１　クラブ役員は、代表の要請により協議を要する事項が発生した場合は、随時、役員会議を開催しなければならない。

PLAYERS FIRST!
関わる大人が力を合わせて子供たちに理想の環境を

２　役員会議は、代表、監督、審判部長をもって開催する。同会議の司会進行は、代表が担当する。
３　役員会議において、代表が必要と認める場合は、他の者の出席を認めることとする。
４　スタッフ会議はグランド調整・各カテゴリーからの報告・協議事項・連絡事項などの共有を目的として、定例(一カ月に１回)の頻度で開催するものとする。クラブスタッフは原則として、その都度出席・参加する義務を負う。

（慶弔規程）
第２０条　慶弔規程について次の各号に定めるとおりとする。
２　本規定の適用を受けた者は物質上の返礼をしない。
３　現選手自身が死亡したとき。　　10,000 円
４　現選手の父母が死亡したとき。　　5,000 円
５　現選手の疾病・傷病入院の見舞。※但し、10 日以上の入院に限る　　5,000 円
６　現クラブスタッフ自身が結婚したとき。※但し、1 回限りとする　　10,000 円
７　現クラブスタッフ自身が死亡したとき。　　10,000 円
８　現クラブスタッフ自身の疾病・傷病入院の見舞。※但し、10 日以上の入院に限る　　5,000 円
９　近隣の縁故クラブ選手・クラブスタッフ等の身の上に慶弔に関わる事柄が生じた場合は、その都度協議し、決定する。
10　2～9 以外で必要が生じた場合は、その都度協議し、決定する。

（補　助）
第２１条　原則として、当クラブからの補助(支給)については次の各号に定めるとおりとする。
２　クラブスタッフによる大会引率・練習試合引率・遠征引率・その他の活動への引率時に発生する昼食費用の補助(支給)は、1 食あたり¥700-を上限とする。
　尚、¥700-を下回った場合には実費を補助(支給)し、￥700-を上回った場合においては、￥700-を補助(支給)する。
３　クラブスタッフの審判資格、指導者ライセンス資格の新規取得や更新については、受講料・更新費用の実費を補助(支給)する。
　尚、原則として新規取得手続きや更新手続きはクラブスタッフ自身で行うものとし、クラブスタッフ自らがその新規取得手続きや更新手続きを誤ってしまったり、新規取得手続きや更新手続きをしなかった場合の【失効】において、同一スタッフのその後の新規取得に関する費用の補助は一切行わないものとする。
４　クラブスタッフが新規で審判資格を取得した場合、審判服購入の補助は￥5,000-(1 回のみ)を上限として、クラブスタッフに補助(支給)する。
　尚、¥5,000-を下回った場合には実費を補助(支給)し、￥5,000-を上回った場合においては、￥5,000-を補助(支給)する。
５　クラブから選手保護者へ審判資格の新規取得の要請があった場合、その取得費用や更新費用について、受講料・更新費用の実費を補助(支給)する。
　尚、原則として新規取得手続きや更新手続きは、要請のあった保護者自身で行うものとし、要請のあった保護者自らがその新規取得手続きや更新手続きを誤ってしまったり、新規取得手続きや更新手続きをしなかった場合の【失効】において、同一人物に対して、その後の新規取得に関する費用の補助は一切行わないものとする。
６　クラブから選手保護者へ審判資格の取得要請をして、その保護者が新規で審判資格を取得した場合、審判服購入の補助は￥5,000-(1 回のみ)を上限として、当該保護者に補助(支給)する。
　尚、¥5,000-を下回った場合には実費を支給し、￥5,000-を上回った場合においては、￥5,000-を補助(支給)する。
７　各カテゴリーにおける GK(ｺﾞｰﾙｷｰﾊﾟｰ)選手に対して、一年間に最大 2 回まで、ゴールキーパーグローブ購入費として、1 回につき¥2,000-を上限として補助(支給)する。
　尚、¥2,000-を下回った場合には実費を補助(支給)し、￥2,000-を上回った場合においては、

PLAYERS FIRST!
関わる大人が力を合わせて子供たちに理想の環境を

￥2,00-を補助(支給)する。
8　2～7 以外で必要が生じた場合は、その都度、役員会議かスタッフ会議で協議し、決定する。

（規約の改正）
第２２条　当規約の改正及び変更は、当クラブが定めるものとし、当クラブに関するその他の諸規則についても同様とし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。

（年度）
第２３条　年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

（補則）
第２４条　本規約に明記されていないことについては、その都度協議のうえ決定する。

附則
この規約は、平成２２年４月１日より施行する。
附則(規約一部改定)
この規約は、平成２４年４月１日より施行する。
附則(規約一部改定)
この規約は、平成２５年４月１４日より施行する。
附則(規約一部改定)
この規約は、平成２６年４月１日より施行する。
附則(規約一部改定)
この規約は、平成２７年４月１日より施行する。
附則(規約一部改定)
この規約は、平成２８年４月１日より施行する。
附則(規約一部改定)
この規約は、平成３０年４月１日より施行する。
附則(規約一部改定)
この規約は、平成３１年４月１日より施行する。

PLAYERS FIRST!
関わる大人が力を合わせて子供たちに理想の環境を